

公告第 25-18 号
令和 7 年 11 月 18 日

被保険者各位

フィリップス・ジャパン健康保険組合
理事長 永山 祥子
(公印省略)

フィリップス・ジャパン健康保険組合理約の一部変更について

フィリップス・ジャパン健康保険組合理約の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第 3 条 2 項に基づき、お知らせいたします。

記

第 4 条(設立事業所の名称及び所在地)

ハートストリーム・ジャパン合同会社 東京都港区 を追加する。

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、令和 7 年 11 月 1 日から適用する。

以上